

## 現場代理人常駐義務にかかる工事請負契約制度の運用変更について

南国市工事請負契約制度の運用変更について、平成27年2月1日以降の公告・指名通知分から当分の間、以下の通り、適用いたします。

### 現場代理人の兼任について

現在の取扱い：請負金額250万円未満の工事について、2件を限度に兼務できる



今後の取扱い：以下の5つの場合において、常駐義務の緩和を行う

- ① 請負対象金額（税込。以下同じ。）2,500万円未満の災害復旧工事（緊急発注工事を含む。）を複数受注した場合。
- ② 請負対象金額130万円未満の工事を複数受注した場合。
- ③ 施工中の工事と直接関連する別の工事を随意契約により受注した場合。（ただし、南国市発注の工事に限る。）
- ④ 施工中の工事に隣接し、かつ、関連性のある別の工事を受注した場合。
- ⑤ 請負対象金額130万円以上2,500万円未満の工事について2件を限度に兼務をすることができる。他の機関の発注による工事も兼務の対象とするが、2件の工事の施工場所は南国市内に限るものとし、現場代理人が兼務となる旨の承諾をあらかじめ当該発注機関から得ておかなければならない。

なお、兼務する場合は、様式「現場代理人の兼務の届出について」を提出すること。

平成27年1月  
財政課長